

牛白血病の防疫対策について

今般、平成21年11月27日付け21消安第10055号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、感染の拡大が危惧されている牛白血病についてとして、本会との一層の連携と防疫対策の強化に努めたいとし、獣医師等の関係者に対する本病の感染防止対策の着実な実施についての通知依頼がなされ、本会から次のとおり地方獣医師会へ通知した。

21日獣発第213号
平成21年12月3日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

牛白血病の防疫対策について

牛白血病については、本会においても近年における発生頭数が増加していること等を踏まえ、本病の病性等の周知と清浄化対策の重要性についての認識を深めていただくため、「我が国の地方病性牛白血病の発生動向と対策 ―その現状と課題―」を動物衛生研究所研究チームに執筆いただき、日本獣医師会雑誌2009年7月号に総説論文として掲載したところです。

今般、平成21年11月27日付け21消安第10055号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、近年増加傾向で推移し、感染の拡大が危惧されている牛白血病について、獣医療提供の関係では、注射針、直腸検査用手袋、除角器の連用などが感染拡大の原因とされるため、本会と一層の連携を深め、防疫対策強化に努めたいとして、本会あて獣医師等の関係者に対し、獣医療提供時の留意事項も含め、本病の感染防止対策の着実な実施について、指導を求めたものです。

以上、貴会関係者に対し周知方お願いします。

【別 添】

写

21消安第10055号
平成21年11月27日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

牛白血病の防疫対策の徹底について

平素より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、牛白血病については、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条に規定する届出伝染病に指定されており、近年増加傾向で推移していることから、我が国における感染の拡大が危惧されています。

本病の感染防止には、これまでも都道府県を通じ、獣医師や農家に対し、衛生対策の周知を図っているところであります。また、獣医療提供の関係では、本病が「1頭1針」徹底の契機となったとおり、注射針、直腸検査用手袋、除角器の連用なども感染拡大の原因とされております。

このため、本病の感染拡大を防ぐため、貴会とより一層連携を深め、防疫対策を強化したいと考えております。

つきましては、獣医師等の関係者に対し、貴会からも獣医療提供時の留意事項も含め、牛白血病の感染防止対策を着実に行っていただくよう御指導方よろしくお願いいたします。

【参 考】

平成11年4月12日
農林水産省畜産局長通達各知事宛通知
平成17年9月29日最終改正

家畜防疫対策要綱(抜粋)

19 牛白血病

本病は、主に吸血昆虫が媒介し、また、放牧経験牛の抗体保有状況が未経験牛に比べ高くなっていることから、放牧牛間での伝播防止に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(1) 牛白血病が継続的に発生している地域及び牛白血病ウイルス抗体陽性牛が多数確認されている地域にあつては、共同牧野等に放牧する牛(6カ月未

満の牛を除く。)について、入牧時に検査を実施するよう家畜飼養者を指導する必要がある。

(2) 定期的に検査を実施し、確認された抗体陽性牛は放牧を取りやめ、舎飼いすることが必要である。やむを得ず放牧する場合は、牧区の区分や時間を区分けした放牧等による抗体陰性牛との分離放牧等により伝播の防止を図るよう家畜飼養者を指導する必要がある。この際、抗体陽性牛を舎飼いする場合は、特に吸血昆虫の活動時期は、抗体陰性牛と異なる畜舎で飼育するか、ネット等吸血昆虫の往来を防止し得る仕切りを設置することにより抗体陰性牛と区分して飼育するほか、吸血昆虫の防除に努める

よう家畜飼養者を指導する必要がある。なお、導入牛については、導入時に検査を実施して、陰性を確認した後に飼養牛群に加えるよう家畜飼養者を指導する必要がある。

(3) 抗体陽性牛の搾乳は、陰性牛の搾乳の後に行い、搾乳した生乳は、哺育に使用しないよう指導するとともに、抗体陽性牛から生産された子牛については、早期に母牛から離して飼育するよう家畜飼養者を指導する必要がある。

(4) 本病の抗体陽性牛は、早期にとう汰するよう家畜飼養者を指導する必要がある。